

特別区の児童相談所設置を踏まえた配分割合のあり方について  
(これまでの協議で示された都の考え方)

地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項の規定において、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある、また、地方自治法施行令第 210 条の 14 の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない、とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきである。

配分割合を変更する際の原則は、平成 12 年に都区で合意した都区制度改革実施大綱に基づく「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、地方自治法施行令第 210 条の 14 で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」であり、都区で協議して決めるものである。

従って、役割分担と財源保障のそれぞれの観点から議論が必要である。

あわせて、財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするのが基本的な考え方である。

今年度は、区立児童相談所の運営経費である約 88 億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来の需要である公共施設改築工事費等を臨時算定している状況にあるため、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではない。

特別区の児童相談所設置は、次の理由で、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更該当するものではない。

- ・児童福祉法に基づく児童相談所の設置は都道府県に義務付けられており、特別区は政令で指定された場合のみ設置可能となっていること。
- ・特別区のエリアにおける児童相談所の設置が、令和 4 年度末時点で 7 区が区立児童相談所を設置しており、他の 16 区は、都の児童相談所がその役割を担っていること。
- ・都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在 4 区 3 か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定であること。
- ・児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っている現状があり、児童福祉法で、児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支援施設を区が設置していないこと。